提出書類チェックリスト

建築士法第８条の２の各号のいずれかに該当することとなったとき　（死亡等届）

届 出 者 氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連　　絡　　先：(日中連絡のつく電話番号)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建築士登録番号：　二級　・　木造　福井県知事登録　　第　　号

建築士登録年月日：　　年　　月　　日

提　出　書　類	チェック欄	
	申請者	受付
二級（木造）建築士死亡等届（様式第４号の２）	□	□
届出の原因となる事実を証する書類 ＜例＞ ① 死亡の場合：除籍の記録がわかる戸籍謄本（抄本）又は住民票(除票)の写し（原本） ② 成年被後見人又は被保佐人に該当するに至ったとき：成年被後見人又は被保佐人であることを証する登記事項証明書	□	□
二級（木造）建築士免許証(免許証明書)(原本)	□	□
病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込み、その他参考になる所見を記載した医師の診断書（建築士法第８条の２第三号に掲げる場合のみ）	□	□

① 申請は**持参、郵送（書留、レターパックプラス）**にて受付いたします。
② 本人確認の為、持参される方は窓口において、公的証明書(写真が添付された運転免許証、パスポートなど)の掲示をお願い致します。

○ 建築士法（抜粋）
第 8 条の 2　一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することになったときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあっては、その事実を知った日)から 30 日以内に、その旨を、一級建築士にあっては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあっては免許を受けた都道県知事に届け出なければならない。
一　死亡したとき　…　その相続人
二　第 7 条第二号又は第三号に該当するに至ったとき　…　本人
三　心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至ったとき　…　本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

受領年月日　　年　　月　　日	建築士会受付
受領者氏名	年　　月　　日